明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六八）　一
〔府令・省令〕
○銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・文部科学一）　九
〔規　則〕
○技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委一〇）　九
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（同一一）　一〇
○猟銃安全指導委員規則（同一二）　一三
〔告　示〕
○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（国家公安委二六）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社企画競争に係る手続開始、西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会（懲戒処分の効力・公示送達）、厚生年金基金変更関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二三
会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第六十八号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第二項（同法第五条の四第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。）、第四条の三（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）、第七条の三第四項、第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第四項（同法第九条の九第二項において準用する場合を含む。）並びに第九条の十三第一項、同法第九条の十三第三項において準用する同法第七条第二項及び第三項並びに同法第十条の五の二、第二十一条の二、第三十条の二及び第三十条の三並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十一条第一項及び第三十三条第一項第二号ロの規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正）

第一条　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第五条の二（第十一条の六第二項」を「第十三条（第四十三条第二項」に、「第十一条の十の二、第十一条の二十の二（第十一条の三十三」を「第四十八条、第六十条（第七十三条」に、「第十二条の二又は第十五条の二」を「第八十七条又は第九十三条」に改め、同条を第百十八条とする。

第二十八条中「第五条の四第二項」の下に「、第五条の五第二項」を加え、「若しくは第九条の十第二項」を「、第九条の十第二項、第九条の十三第二項若しくは第九条の十四第二項」に改め、「合格証明書」の下に「、技能講習修了証明書」を加え、「若しくは練習資格認定証」を「、練習資格認定証若しくは年少射撃資格講習修了証明書」に改め、同条を第百十七条とする。

第二十七条を削る。

第二十六条第二項中「別記様式第二十二号」を「別記様式第九十号」に改め、同条を第百十六条とする。

第二十五条の二中「第十一条の五の五」を「第四十二条」に改め、同条を第百十五条とする。

第二十五条中「別記様式第二十一号」を「別記様式第八十九号」に改め、同条を第百十四条とする。

第二十四条中「別記様式第二十号」を「別記様式第八十八号」に改め、同条を第百十三条とする。

第二十三条中「別記様式第十八号」を「別記様式第八十六号」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第八十七号」に改め、同条を第百十二条とする。

第二十二条中「別記様式第十七号」を「別記様式第八十五号」に改め、同条を第百十一条とする。

第二十一条の二中「第十一条の五の五」を「第四十二条」に改め、同条を第百九条とする。

第二十条を第百八条とする。

第十九条中「別記様式第十二号の三の四」を「別記様式第四十一号」に改め、同条を第百七条とする。

第十八条第一項中「別記様式第十五号」を「別記様式第八十三号」に改め、同条第二項中「別記様式第十六号」を「別記様式第八十四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第百六条とする。